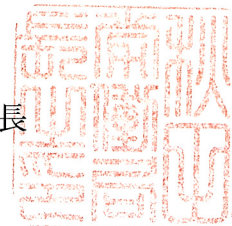




秋労発基 0517 第 2 号
令和 4 年 5 月 18 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

秋田労働局長



転倒災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、秋田県における労働災害の休業 4 日以上之死傷者は、長期的には減少しているものの、近年は増減を繰り返している状況であり、また、このうち転倒による労働災害が全体の 25% を占め、労働災害の型別では最も多い状況となっていることから秋田労働局においては、平成 24 年に「転倒災害防止プロジェクトチーム」を設立し貴団体等構成員にご協力をいただき転倒災害防止のための各種施策を推進してきたところです。

しかし、秋田県の令和 3 年における転倒災害による死傷者数は 346 人と全産業の死傷者 1,220 人の 28.4% を占め、過去 10 年で最多となりました。冬期間における屋外での積雪、凍結等による転倒災害が多かった側面もあるものの、冬季以外の時期にも発生し、3 年連続で増加する等、非常に憂慮すべき事態となっています。

この転倒災害はひとたび発生すると平均休業日数が約 6 週間と長期の休業期間に及ぶことから、被災者はもとより人手不足が慢性化する中、貴重な労働力が現場から離れることは事業場においても多大な損失であり、作業の分担や代替要員の確保等を含め負担が増大することとなります。

このような状況から、「転倒災害の減少」を図ることが喫緊の課題であり、当局におきましては、あらゆる機会をとらえて事業場に対し、より一層の転倒災害防止対策にかかる周知、指導を行っていますが、貴団体におかれましても、かかる状況をご理解いただき、下記の重点事項及び転倒災害防止対策の具体的実施事項につきまして会員事業場へ周知及び指導いただきますよう要請いたします。

記

I STOP！転倒災害 緊急要請（取組）期間 令和 4 年 5 月～11 月

II 重点事項

- 1 経営トップによる転倒災害防止に係る所信の表明及び労働者への周知
- 2 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全衛生委員会等）やミーティング時における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- 3 別添リーフレット「緊急要請 STOP！転倒災害」のチェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視。職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等による転倒災害防止対策の実施及び定着状況の確認

Ⅲ 転倒災害防止対策の具体的実施（取組）事項

- 1 転倒災害防止対策の検討、労働者への周知等
 - (1) 安全衛生委員会や社内ミーティングにおいて、転倒災害防止対策の検討
 - (2) 既に転倒災害防止対策を実施している場合は、実施状況（効果）の確認
再検討及び労働者の意識啓発及び周知
- 2 職場内の安全パトロール・巡視
 - (1) 作業場所の安全パトロール・巡視時における転倒災害防止対策の確認
（清掃用具の設置、設備・照明器具等の不具合の有無の確認等）
- 3 「見える化」の促進
 - (1) 転倒の危険性のある箇所への注意表示
- 4 転倒防止のための5Sの実施
 - (1) 整理（SEIRI）
通路、作業場所等における不要物の撤去
 - (2) 整頓（SEITON）
所定の位置への配置等
 - (3) 清掃（SEISOU）
通路、作業場所等における油、水分の除去等
 - (4) 清潔（SEIKETU）
清掃（清潔）状態の保持
 - (5) 照明（SYOUMEI）
照明（照度）の確保